

東栄医療センター（仮称）等 公募型設計プロポーザル実施に係る手続開始の公告

次のとおりプロポーザル提案書の提出を招請する。

令和 2 年 1 月 1 6 日
東栄町長 村上 孝治

1. 業務概要

- (1) 委託業務名 東栄医療センター（仮称）等建設事業 設計業務委託
- (2) 業務内容 東栄医療センター（仮称）等基本設計業務及び実施設計業務
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和 3 年 2 月 2 8 日まで

2. 参加者の資格

本プロポーザルの参加資格は、次のとおりとする。

- ① 参加表明書を提出する者は単体企業であること。
- ② 参加表明書を提出する者は、平成 1 8 年 3 月以降に病院または自治体立診療所の新築・改築工事の設計受注実績があること。
- ③ 管理技術者及び各担当主任技術者は、平成 1 8 年 3 月以降に病院または自治体立診療所の新築・改築工事の設計実績があること。
- ④ 本手続への参加を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間に、東栄町の指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の 3 第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- ⑥ 本店又は主たる営業所の所在地が愛知県内であること。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しない者であること。
- ⑧ 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）による破産手続開始の申立て又は破産手続中でないこと。
- ⑨ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による更生手続開始の申立て又更生手続中の者でないこと。
- ⑩ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）による再生手続開始の申立て又は再生手続中でないこと。
- ⑪ あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により、平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度に愛知県または東栄町が発注する設計・測量建設コンサルタント等業務の一般競争及び指名競争入札参加資格者として登録されている者であること。引き続き令和 2 年度及び令和 3 年度においても登録を予定する者であること。

3. 手続等

(1) 事務局

東栄町役場 住民福祉課

〒449-0292 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 25 番地

電 話：0 5 3 6－7 6－0 5 0 3

F A X：0 5 3 6－7 6－1 7 2 5

M a i l：jyumin@town.toei.lg.jp

(2) プロポーザル参加表明に係る関係資料の交付

① 資料名

(ア) 東栄医療センター（仮称）等公募型設計プロポーザル実施に係る手続開始の公告

(イ) 東栄医療センター（仮称）等公募型設計プロポーザル実施要領

(ウ) 東栄医療センター（仮称）等整備事業の概要

(エ) 東栄医療センター（仮称）等公募型設計プロポーザル参加表明書作成要領

② 交付期間 令和2年1月16日(木)から令和2年1月27日(月)まで (土曜、日曜及び祝日は除く。)

交付時間は9時から16時30分まで

③ 交付場所 上記3の(1)に同じ

上記資料は、東栄町のホームページからも入手できる。

(U R L：http://www.town.toei.aichi.jp)

(3) 参加表明書の提出

① 提出期限 令和2年1月27日(月) 16時30分まで

② 提出場所 上記3の(1)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限日時必着のこと。）

(4) 技術提案書提出要請者の決定及び通知（第一次審査）

① 町長は、参加資格を認めた者のうちから、東栄医療センター（仮称）等公募型設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の選考を経て技術提案書の提出を要請する者（5者程度）を決定する。

② 町長は、①の決定を受けた者に対し、技術提案書の提出の要請を書面により通知するものとし、技術提案書の提出を要請しないことを決定した者についても、書面によりその旨を通知する。（技術提案書提出要請を受けた者は、技術提案書を提出のこと。）

③ 技術提案書のテーマ及び技術提案書作成要領など必要な事項については、今後の審査委員会で審議決定した後に技術提案書提出要請者へ通知する。

(5) 技術提案書及び設計業務委託料参考見積書の提出

① 提出期限 令和2年3月5日(木) 16時30分

② 提出場所 上記3(1)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限日時必着のこと。）

(6) プロポーザルの特定(第二次審査)

第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において審査

委員会が技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者各 1 者を特定する。ヒアリングの詳細は、別途通知する。

4. 審査

(1) 第一次審査結果の公表

令和 2 年 2 月上旬の予定

(2) 第二次審査結果の公表

令和 2 年 3 月中旬の予定

5. 随意契約に係る見積書の徴取等

(1) 審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の設計業務委託料見積書の徴取の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり、設計業務委託料見積書の徴取が不可能となった場合は、優秀者を設計業務委託料見積書の徴取の相手方とする。

(2) 設計業務委託料の額は、あらかじめ定める予定額を上限として決定する。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本円とする。

(2) 契約書作成の要否：プロポーザル特定後、業務委託契約時に作成する。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口：上記 3(1)に同じ。

(4) 詳細はプロポーザル実施要領による。